

各管区警察局保安（公安）部刑事課長
警視庁刑事部暴力団対策課長
各道府県警察本部刑事部暴力団対策主管課長
北海道警察本部各方面本部捜査課長
（参考送付先）

殿

警察庁丁暴一発第57号
平成7年7月31日
警察庁暴力団対策部
暴力団対策第一課長

各附属機関の長

社会復帰した暴力団離脱者の就業先での定着を図るためのアフターケアの充実について

暴力団離脱者に対する社会復帰対策の促進については、「暴力団員の社会復帰対策について」（平成4年11月10日付け警察庁丙暴暴一発第16号）により指示され、各都道府県警察及び都道府県暴力追放運動推進センター（以下「センター」という。）において様々な施策が講じられているところであるが、就業した離脱者の就業先での定着を図るため、今後は下記のとおり暴力団離脱者のアフターケアの充実に配慮するとともに、センターにおいても、これを踏まえた事業運営が行われるよう必要な配慮を加えられたい。

記

1 暴力団離脱者の就業後の状況

「社会復帰対策推進状況～暴力団員の社会復帰対策の現状及び問題点とその対応について～」（平成6年8月24日暴排だより第12号）において指摘したとおり、暴力団離脱者の就業後の定着には困難が伴い、離職後に暴力団組織に復帰又は犯罪を敢行するなど、今後の社会復帰対策の円滑な推進に悪影響を及ぼす事案も散見される。同時に、就業から離職までの期間をみると短期間であることが多い。この中には、転職して稼働している者も含まれているため、短期間での離職が必ずしも社会復帰の失敗を意味するものではないものの、転職後も定着できず転職を繰り返すという事例もみられるところである。

2 就業後のアフターケアの充実

1の状況を打開し、効果的な社会復帰対策を展開するためには、上記暴排だよりにおいて指摘したとおり、就業後のアフターケアを充実させることが重要である。アフ

ターケアは離脱者本人のみならず、離脱者の家族、離脱者を雇用する事業者（以下「雇用事業者」という。）等多方面を対象にしてきめ細かく実施しなければならない。

アフターケアを実施するに当たっては、警察及びセンターがそれぞれの役割を認識し相互に協力して十分な効果が上がるように工夫して行う必要がある。警察によるアフターケアの実施にあたっては、離脱の相談を受け、又は説得をした警察官が直接行うのが最も効果的であると考えられるが、様々な業務を抱える警察の担当者ではきめ細かな対応を十分行い得ないこともあるため、社会復帰アドバイザーの積極的活動を促すことが肝要である。したがって、社会復帰アドバイザーをまだ設置していない都道府県警察においては、その設置に努力し、社会復帰アドバイザーを既に設置している都道府県においてはその活性化に、また将来的にはその増員に努力されたい。一方、センターの行うアフターケアは暴力追放相談委員会を中心として行うのが適当である。

アフターケアの具体的な実施方法については、対象者の性格や離脱に至る経緯等によって異なるが、基本的配慮事項として次のことが挙げられる。まず、離脱者は、社会復帰に伴う様々な悩みを抱えているため、警察又はセンターの担当者がこれらの悩みについての相談相手になることが重要である。特に、都道府県センター間の協力により就業した離脱者のアフターケアは十分に行われてきていないため、今後その充実を図る必要がある。次に、離脱者の家族や雇用事業者等の離脱者の社会復帰を支援する立場にある者へのアフターケアについては、第一にアフターケアを通じて離脱者の就業後の定着状況について聴取できるということ、第二に離脱者を支援する立場にある者を支援することにより、間接的に離脱者本人を支援できるということの二つの意義があることに留意しなければならない。特に雇用事業者については、雇用事業者の雇用に係る離脱者に対する理解が継続稼働にとって不可欠の要素であり、同時に雇用事業者の社会復帰対策に対する理解を深めてもらうことが今後の同対策の推進に資するため、離脱者を雇用することに伴う諸問題を聴取して的確な助言を行いつつ、当該離脱者の継続雇用を求めていかなければならない。

3 雇用事業者に対する給付金の支給

2で述べたとおり、雇用事業者に対するアフターケアは、当該離脱者の継続雇用のみならず今後の社会復帰対策の推進にとって非常に重要な要素である。そのアフターケアの方策としては、雇用事業者に対して何らかの給付金を支給することが考えられ、

平成7年3月30日付け及び同年6月27日付け暴力団対策第一課長名事務連絡により指示した雇用事業者に対する特定求職者雇用開発助成金支給制度の活用もその方策の一つとなる。しかしながら、同助成金の適用を受ける事業主は極めて限られている。他方、雇用事業者から、社会復帰対策への協力に対する公的な援助に関する要望がなされており、離脱者の就業数及び社会復帰対策協議会の協賛企業数の増加を図る観点からも、全雇用事業者を対象とする給付金制度を創設する必要性が高まっている。

したがって、各都道府県において、センターから雇用事業者に対する「離脱者雇用給付金」支給制度を創設し、アフターケアの一環として推進することが望ましい。つまり、離脱者の就業後に警察又はセンターの担当者が定期的に就業先を訪問する適宜の機会において、それぞれの労苦をねぎらい、以後の雇用継続を依頼する趣旨で給付金を支給することにより雇用事業者の援助をするというものである。本制度の推進に当たっては、センターにおける規程の整備が必要となるため、別添のとおり「離脱者雇用給付金支給規程案」を示すので、各都道府県警察にあつてはセンターにおいて各県の実情に合わせた規程を整備するよう必要な配慮を加えられたい。

また、本給付金の支給は法第31条第2項第5号に基づく離脱支援事業の一環と位置付けられるため、センターの事業費に離脱支援活動費又はそれに相当する名称の費目を設けていない都道府県については早急に当該費目を設け、平成8年度からの本格的な運用に向けて当該費目への十分な予算配分に留意したセンター予算の獲得に尽力する必要がある。

(都道府県名) 暴力追放□□□□離脱者雇用給付金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、(都道府県名) 暴力追放□□□□ (以下「センター」という。) が行う離脱支援事業 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号、以下「法」という。) 第31条第2項第5号に規定する事業をいう。) として、離脱者を雇用した事業者 (法第14条第1項に規定する事業者をいう。以下同じ。) に対して離脱者雇用給付金 (以下「給付金」という。) を支給する事業を適正かつ確実に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象)

第2条 給付金は、センターの相談に係る離脱者を継続して3か月以上雇用した事業者で、次の各号のすべてに該当するものに対して支給するものとする。

- (1) (都道府県名) 社会復帰対策協議会の会員等であり、公共職業安定所の紹介により離脱者を雇用したこと。
- (2) 雇用に係る離脱者が(都道府県名) 内に事務所を有する暴力団員であったこと、又は(都道府県名) 内に住所を有すること。
- (3) 当該離脱者を雇用したことについて他の都道府県センターから給付金の支給を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、離脱者を雇用した事業者のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、給付金を支給しないものとする。

- (1) 暴力団と何らかの関連を有すると認められること。
- (2) 給付金の支給を希望しないこと。
- (3) 当該離脱者を雇用したことについて雇用対策法 (昭和41年法律第132号) 第13条若しくは雇用保険法 (昭和49年法律第116号) 第62条により特定求職者雇用開発助成金の支給を受けたこと、又は特定求職者雇用開発助成金受給資格決定申請書を提出中であること。
- (4) その他、理事長が給付金の支給が適切でないことと認めること。

(注1)

本条及び第4条で定める3か月という期間は、過去に全国で雇用された離脱者が離職した場合の就労日数と、できる限り早期に給付金を支給した方が良いとの考えとを比較衡量した上で妥当と思われる期間を基準として示したものであり、各都道府県での実情に合わせてその期間を定めてよい。

(注2)

社会復帰対策協議会に相当する機関の名称や同機関内での事業者の地位、資格については各都道府県の実情を踏まえて規定してよい。

(都道府県センター間の協力)

第3条 前条第1項第2号の規定にかかわらず、都道府県センター間の協力により、センターの相談に係る離脱者が(都道府県名)外に事業所を有する事業者に雇用された場合、当該事業者に対する給付金については、センターが転出先都道府県センターを通じて支払うものとする。

(注3)

都道府県センター間の協力により、離脱者が相談の申出をしたセンターのある都道府県外に事業所を有する事業者に雇用された場合、当該事業者に対する給付金については転出元都道府県のセンターが転出先都道府県のセンターを通じて事業者に支払うことで全国的に統一する。

(給付金の支給時期)

第4条 給付金は、事業者が離脱者を雇用したときから3か月が経過した後に、第7条に掲げる事由を勘案の上、支給する。

2 前項の規定は、事業者が離脱者を雇用した後速やかに、センターから当該事業者に対し謝礼としての金品等を給付することを妨げるものではない。

(給付金の額)

第5条 給付金の支給額は〇万円を上限とし、その都度理事長が決定するものとする。

(注4)

給付金の支給額の上限については、過度の都道府県間格差をなくすため、3～5万円が望ましいと考えているが、各都道府県センターの予算事情や離脱状況を勘案の上、適当と思われる額を決定して差し支えない。

(支給申請)

第6条 事務局長は、事業者が離脱者を雇用した場合には、速やかに雇用の経緯、第7条に掲げる事由その他雇用に係る事情等を調査の上、離脱者雇用給付金支給申請書(様式第1号)により、給付金の支給を理事長に申請するものとする。

(密査)

第7条 理事長は、前条に規定する申請がなされたときは、次に掲げる事由について密査し、速やかに支給の可否及び支給額を決定するものとする。

- (1) 事業者が当該離脱者を今後も継続して雇用する意思を有していること。
- (2) 離脱者が今後も継続して勤務する意思を有していること。
- (3) 給付金の支給が今後の離脱者の継続雇用に資すると認められること。

(支給方法)

第8条 給付金は、事業者が指定する金融機関の事業者名義の預金口座に振り込むことにより又は事業者若しくはその代理人に直接現金を交付することにより支給するもの

とする。

2 給付金を支給したときは、領収書（様式第2号）を徴するものとする。ただし、銀行振り込み等により支給したときは、取扱い銀行等の領収書をもってこれに代えることができる。

（理事会への報告）

第9条 理事長は、第7条の決定に基づいて給付金を支給したときは、その状況を理事会に報告しなければならない。

（簿冊の整理）

第10条 事務局長は、事務局に離脱者雇用給付金支給台帳（様式第3号）を備え付け、申請書類とともに保管しなければならない。

（補則）

第11条 この規程に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成7年 月 日から施行する。

平成 年 月 日

理事長	専務理事

財団法人（都道府県名）暴力追放運動推進センター
理 事 長 殿

財団法人（都道府県名）暴力追放運動推進センター
事 務 局 長 ④

離脱者雇用給付金支給申請書

事 業 者 (支給対象者)	本 籍
	住 所
	職 業
	氏 名
	生年月日 年 月 日 (歳)
被 雇 用 者 (離 脱 者)	本 籍
	住 所
	職 業
	氏 名
	生年月日 年 月 日 (歳)
	旧所属組織
	被雇用年月日 年 月 日雇用 (日経過)
雇用に至る経過	
規程第2条各号 の該当の有無	
規程第3条の該 当の有無（該当 する場合はその 概要）	

規程第7条の審査結果	
支給額	
その他参考事項	
調査担当者	㊟

処 理 結 果	
理事長決裁 平成 年 月 日 支給 (円) ・却下	
却下の理由	
支給状況	支給年月日 平成 年 月 日 取扱者 受給者 振込み先

領 収 書

金 額	万	千	百	十	円

上記金額を領収しました。

ただし、平成 年 月 日

事業者 が

暴力団離脱者 を

雇用したことの離脱者雇用給付金として

平成 年 月 日

財団法人(都道府県名)暴力追放運動推進センター理事長 殿

住 所

氏 名



(事業者との関係)

